



東日本ユニオン NEWS

J R 東日本労働組合
発責 組織情宣部
2024 年 4 月 5 日 No.758

J R 東日本の定期昇給を一緒に考えていこう！

経営側は「4以内である」と主張しますが

J R 東日本の定期昇給における昇給係数は

4

です！

《 J R 東日本 賃金規程 》

◎第 22 条（昇給額）

昇給額は、次の算式により算定して得た額とする。この場合、100 円未満の端数が生じた時は、50 円以上は 100 円に切り上げ、50 円未満は切り捨てる。

昇給額 = 所定昇給額 × (昇給係数 - 昇給調整係数) × 1 / 4 + 特別加給

◎第 22 条の 3（昇給の所要期間及び昇給係数）

昇給の所要期間は 1 年とし、その昇給係数は、4（以下「所定昇給係数」という。）以内とする。ただし、4 月 1 日までの昇給所要期間の経過が 1 年未満の場合の昇給係数は、次による。

9 箇月以上 1 年未満の場合	所定昇給額の 4 分の 3
6 箇月以上 9 箇月未満の場合	所定昇給額の 4 分の 2
3 箇月以上 6 箇月未満の場合	所定昇給額の 4 分の 1

4 係数が
基礎である

賃金規程上、昇給係数 4 以外を適用する場合は、第 22 条の 3 で定める「昇給所要期間」の経過が 1 年未満の場合や第 24 条で定める欠勤などの「昇給調整条項」に該当する場合のみであると考えます。

みなさんはこの賃金規程の条文の違いをどのように読み解きますか？

＜賃金規程の条文＞

昇給の所要期間は 1 年とし、その昇給係数は、4（以下「所定昇給係数」という。）以内とする。

経営側が主張する「4以内」とするならば、下のような条文になるのでは？

昇給の所要期間は 1 年とし、その昇給係数は、4 以内（以下「所定昇給係数」という。）とする。

J R 東日本の定期昇給は 4 係数があたり前だ！

新賃金の労使交渉で昇給係数をめぐる議論は終わりにしよう！